

**海老名市中学校給食調理施設
建設設計業務委託**

公募型プロポーザル募集要項

令和3年4月

海老名市

1 目的

海老名市の学校給食は市内12の小学校を対象として、海老名市中新田にある海老名市食の創造館（給食調理施設）にて調理されています。

市内6ある中学校の給食は、「給食弁当注文方式」を平成23年度から導入しており、成長期の子どもたちに必要な栄養素、バランスの取れた給食を提供するという目的をはじめ、現在の社会情勢等を踏まえた保護者の多忙化、ひとり親世帯等支援が必要な家庭の増加に対して、セーフティネット等の役割も果たしています。

令和元年度に開催した「学校給食検討委員会」の保護者アンケートでは、完全給食の実施を求める声が多く挙がっていることも踏まえ、中学校給食用の学校給食調理施設を建設することとしました。

建設に際しては、「学校給食衛生管理基準」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」等を遵守して安全かつ安心な学校給食を提供することを最大の目的とします。

また、建設に係る費用及び維持管理コストの縮減とともに、環境に配慮した施設づくりを目指すことも重要な位置付けとします。

本実施要項は、当該施設の設計業務に当たり公募型プロポーザル方式による技術提案を求め、その内容及び能力を総合的に比較検討し、最も的確と判断される設計者を特定する手続きを定めるものです。

本プロポーザルにおいては、施設の特性上、厨房機器の形状、仕様等が具体的な施設建設に大きく関係することから、設計業務委託者と厨房機器企業を1応募者とし選定し、厨房機器の特定も行います。

2 業務の名称

海老名市中学校給食調理施設建設設計業務委託

3 委託業務内容

「海老名市中学校給食調理施設建設設計業務委託仕様書」による。

4 委託料上限額

36,600,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

5 工事費上限額

1,600,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

6 手法

公募型プロポーザル方式

7 応募資格等

(1) 参加資格要件

統括者は、公告日現在において、次に掲げる要件をすべて備えていること。ただし、この公告の日から契約を締結するまでの期間に、新たに次に掲げる要件をすべて満たさなくなった場合は、契約を締結することはできない。

ア 海老名市入札参加資格を有していること。

イ 海老名市競争入札参加停止等措置要綱（平成21年4月1日制定）の規定に基づく入札参加資格の停止期間中でないこと。

ウ 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っており一級建築士が2人以上所属していること。

エ 法令等の規定による営業停止を受けていないこと。

オ 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。

カ 平成23年度以降に建設が終了（終了予定を含む。）した1日4,500食以上の学校給食調理施設の設計及び監理を地方公共団体から元請として発注された実績を有する者

キ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

ク 事業者及びその代表者又は役員等が海老名市暴力団排除条例第2条第2号から第5号までのいずれにも該当しないこと。

ケ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。

コ その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

(2) 提案件数

参加意向申出書の提出は、1応募者につき1提案のみとする（同一企業の本社、支店等での重複応募は認めない。）。

(3) 協力（厨房機器）企業

参加意向申出書を提出した企業は、厨房機器企業を特定するものとする。なお、厨房機器企業は平成23年度以降に1日4,500食以上の学校給食調理施設の厨房機器納入実績を有すること。また、協力厨房機器業者は、本プロポーザルに直接の応募はすることができない。

(4) 欠格事項

次の者は、本プロポーザルに参加できないものとする。また、参加者は次の者からプロポーザルに関し、直接又は間接的に支援を受けることはできないものとする。

ア 本市職員関係者及び本市議会議員関係者

イ 本市職員及び本市議会議員関係者の同居の家族並びにこの者が主宰し、または役員、顧問等として実質的に関係する組織等に所属する者

(5) 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格となります。

ア 募集要項に定める手続以外の手法により、選定委員又は事務局等関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接的に求めた場合

- イ 参加意向申出書の提出後契約締結までの期間に参加資格要件等を失った場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- エ 募集要項に違反した場合
- オ 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認定した場合
- カ その他選定委員会が募集要項に違反すると認める場合
- キ 見積額が委託料上限額又は工事費上限額を超える場合

8 公募型プロポーザル事務の流れ

- (1) 手続開始の公告

令和3年4月9日（金）

- (2) 質問書受付期限

令和3年4月22日（木）

- (3) 質問に対する回答

令和3年4月28日（水）

- (4) 第1次審査書類（参加意向申出書等）及び第2次審査書類（課題等）の提出期限

令和3年5月14日（金）

- (5) 第1次審査（参加資格審査）及び結果通知

令和3年5月中旬頃

※審査対象者に文書にて結果を通知します。

- (6) 第2次審査に関する提出意思確認書の提出期限

令和3年5月25日（火）

- (7) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

令和3年5月28日（金）

- (8) 第2次審査結果通知

令和3年6月上旬頃

※審査対象者に文書で通知するとともに海老名市ホームページに掲載

します。

(9) 契約締結（特命随意契約）

令和3年6月中旬頃から令和4年2月28日（月）まで

9 書類等の提出について

提出書類、部数は、別添「提出書類（様式）一覧表」のとおり

(1) 資料の入手

海老名市ホームページからダウンロード

(2) 提出方法

持参又は特定記録郵便による郵送（本市では郵送事故についての責任は負いません。）

(3) 提出期間（第1次審査及び第2次審査書類）

令和3年4月9日（金）から同年5月14日（金）まで必着

持参の場合は、午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く。）

(4) 作成及び提出上の注意事項

ア 提案を提出した者は、この募集要項の記載内容に同意したものとみなします。

イ 提出書類等の差替え、修正等は認めません。また、設計業務を行うこととなった場合は、参加表明書に記載された統括者は、特別な理由があると海老名市が認めた場合を除き、原則として変更することはできません。

10 審査方式

詳細は、別添「海老名市中学校給食調理施設建設設計委託に係る審査について」のとおり

(1) 審査の流れ

海老名市中学校給食調理施設建設設計業務委託事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、2段階方式で審査を行います。

ア 第1次審査

応募者から提出された書類により参加資格の審査を行い、その審査により第2次審査対象者を複数者選定します。

イ 第2次審査

課題に基づくプレゼンテーションの後、ヒアリングを実施し、最も優れた1者（以下「最優秀者」という。）及び次点1者をそれぞれ特定します。

時間配分は、プレゼンテーション20分、ヒアリング20分とします。また、プロジェクター、HDMIケーブル、VGAケーブル（15ピン）は市が準備しますので、その他必要なもの（パソコン等）は応募者側で御用意ください。

(2) 評価項目

本プロポーザルの評価項目は、次のとおりです。

ア 第1次審査

提出された審査書類について、応募者の必要参加資格を満たしているか等について審査を実施します。

イ 第2次審査

被審査側の参加者は最大4名とし、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、委員会が次に掲げる項目にて総合的に審査し、海老名市が最優秀者等を決定します。

(ア) 環境配慮及び災害時利用に関すること。

(イ) 厨房機器及びゾーニングに関すること。

(ウ) 施設全体に関すること。

(エ) その他に関すること。

(オ) 費用に関すること。

11 質問書

(1) 委託内容にかかる質問

ア 受付期間

令和3年4月22日（木）まで1回限り

イ 受付方法

指定様式（様式1）により、電子メールで受け付けます。

※質問者はメール送信後に受信の有無を電話にて確認すること。

ウ 提出先

メールアドレス shugaku-shien@city.ebina.kanagawa.jp

※件名は「中学校給食調理施設プロポーザル質問」としてください。

※電話、FAX又は口頭による質問は、一切受け付けません。

※受付期間終了後は、質問の受け付けは行いません。

(2) 質問書に対する回答

市ホームページ上で回答します。ただし、軽易な質問については、直接、質問者に電話、メール等で回答する場合があります。

12 最優秀者の取扱い

- (1) 特定された最優秀者に対し、本業務に係る委託契約の第1交渉権が与えられ、市長は第1交渉権を与えられたものと契約の交渉を行います。
- (2) 契約及び手続きは、海老名市契約規則及び契約約款によります。
- (3) 本業務以降に依頼する業務は設計委託とし、特別の事情がない限り設計受託者と随意契約とする予定です。

13 説明会

実施しません。また、建設予定地を視察する場合は、必ず事前に海老名市教育委員会就学支援課まで御連絡ください。

14 その他

- (1) プロポーザルに係る書類作成その他一切の費用は、本プロポーザル応募者の負担とします。

- (2) 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するものとするが、本市は、提出書類を自由に使用できるものとする。ただし、特定されなかった者の提案、アイデア及びノウハウについては、他に流用しないものとしします。
- (3) 提出された書類等は、海老名市情報公開条例の対象となることに留意して作成すること。その場合は、同条例第7条各号に掲げる非公開情報を除き公開する。なお、公開の可否は、原則として市が判断する。
- (4) プロポーザルは受託者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (5) 契約書は取り交わすものとし、本市が作成します。ただし、契約締結に必要な費用は、受託者の負担としします。
- (6) この要項に定めのない事項については、海老名市プロポーザル方式実施取扱要綱、海老名市契約規則及び契約約款に準ずるものとしします。
- (7) この要項に定めるもののほか、必要な事項については選定委員会が定めます。

15 事務局

〒243-0422 神奈川県海老名市中新田377

海老名市教育委員会 教育部 就学支援課 健康給食係

電話 046-235-4921

メール shugaku-shien@city.ebina.kanagawa.jp